

昭和三十一年六月二十七日認可
三一福通炭業認第一七九号

才田露天堀坑
鑛業施業案





昭和 年 月 日

福因

目 次

總經銷人

鉱業法第六十三條第二項の規定により 昭和31年4月
12日附申請された日吉炭鉱^{探照}_{採掘}坑の^{探照}_{採掘}権に関する
る施業案は之を認可する

阳 和 年 月 日

31. 6. 27

福岡通商産業局長 **人見孝**

3/ 振通名帳第 1009号

昭和31年5月2日

日吉支店

宇佐見 敏一殿

飯塚名立本格所長

奈良本一殿

日吉支店より密天振坑の施業案について
昭和31年4月 日勝提土の標記施業案の
ついて記載が不備のため修正の上未だ
5月4日迄に提出された。

記

1. 穀已団 添付のと
2. 租額期止4.11に概算終了すよう計画のと
3. 海東八人坑と密天振坑の概算時期
の調整を行うと
4. 振才64条に該当する物件については承
諾書添付のと

5月9日 佐野提土 啓

(佐野提土印)

才田露天堀坑

変更鉱業地案

共同石炭鉱業株式会社
目次



昭和廿一年四月十二日

福岡県探査課登録第七八号
福岡県祖伝遺産登録 〇号
日吉炭鉱

鉱業権者 共同石炭鉱業株式会社
祖伝権者

鉱業代理人 宇 佐 良 敬 一

鉱業地盤変更理由書

今回の地盤区域は昭和廿六年一月廿二日福岡通商部第二五四号を以て認可をり現在地盤中の海軍八尺坑の本卸より左側部露頭周囲の区域で海軍八尺坑の地盤範囲外である。

海軍八尺坑に於ける左側の地盤五尺層、海軍八尺層はその地盤を殆んど終了し余地盤の土間八尺層は火成岩の侵入深く礫石化し「ボケフト」状をなしてゐるので本格的な地盤を認めず、従つて本地盤区域の追加地盤を興産したく変更地盤を申請するものである。

変更鉱業施業認可申請書

昭和參拾叁年四月十二日

福岡縣探査權登録第七八号

福岡縣探査權登録第七八号

福岡縣探査權登録第七八号
共同石炭礦業株式會社

右代表取締役

佐々木

入交太

藏

福岡道南炭礦局長
藏 喜 八 殿

福岡縣探査權登録第七八号区域内に於て才田露天掘坑を開坑したい
ので認可下さる様炭業法第六十三條第二項によりお願申上ます。

租 賦 權 の 内 容

福岡県租 賦 權 登録第〇号

「所在地」 福岡県遠藤郡和座町、高龜町

「租 賦 權 者」 共同石炭 飯 塚 株式會社

「原 賦 区」 福岡県飯 塚 權 登録第〇号

日 鉄 飯 塚 株式會社

「期 間」 自昭和貳拾四年八月貳拾貳日

「面 積」 至昭和參拾四年參月參拾貳日

貳 六 三 三 一 一 〇 〇 坪 (一 七 〇 〇 〇 坪)

「登録年月日」 昭和貳拾四年八月貳拾貳日 租 賦 權 設定登録

昭和貳拾九年四月拾六日 届 出 延 展 登録

竹藪八尺上層、全本層、杉谷下二尺層、杉谷五尺層、間三尺層

龍堀五尺層、土間八尺層、海軍八尺層

採掘権および租鉱権に関する諸業案（変更）

東京都中央区銀座七丁目五番地の地

租鉱権者 共同石炭鉱業株式会社

右代表取締役

入交 太一 氏

一 鉱区の所在地および面積

福岡県嘉穂郡稲垣町、高橋町、山田市内

面積 採登第一二七八号 一五〇五五平方メートル（中六二五五平方メートル）

面積 租登第一〇号 五五五五五平方メートル（七五五五五平方メートル）

一 採掘権の登録番号

福岡県採掘権登録第一七七八号

福岡県租鉱権登録第一〇号

一 鉱山名および石炭坑の名称

日吉炭鉱才田露天坑

一 目的とする鉱物の名称



石炭

炭採掘または採炭に關する事項

1 地質の狀態



第三紀夾炭層で、龜嶺五尺層の約一〇米上部に砂質礫岩あり、その他は頁岩、砂岩の互層より成層し、龜嶺五尺層の下部に火成岩の侵入を見る。

從つて土間八尺層、海軍八尺層は焼化し、燧石又は無煙となつてゐる。

2 主要炭層の位置、名称、走向、傾斜および厚さ

龜嶺區域は海軍八尺或は内探部の層部である露頭附近で、龜嶺五尺層、土間八尺層、海軍八尺層である。

走向 北西四五度 傾斜 二二度

炭層名 山文 炭文



龜嶺五尺層 五五米 三二米

土間八尺層 五五七米 三二米

海軍八尺層 三〇〇米 一四〇米

2 埋炭炭量および可採炭量



炭層名

埋炭炭量

可採炭量

土間八尺層

海軍八尺層

計

炭層名	埋炭炭量	安全率	安全炭量	實収率	實収炭量
龜嶺五尺層	五五米	三〇%	一六五米	七〇%	一六五米
土間八尺層	五五七米	三〇%	一六五米	七〇%	一六五米
海軍八尺層	三〇〇米	三〇%	一六五米	七〇%	一六五米
計	九一五米	三〇%	二八〇米	七〇%	二八〇米

安全率を低くしたのは露頭部の地質の多いこと、火成岩の侵入により炭文の砂層が予想される為

炭採掘方法

龜嶺五尺層の龜嶺區域は露頭の南、層に区分し、所屬露頭部は龜嶺區域第一号より一九六度三〇分、四三九米の位置より方向三一五度一五分、距離二〇〇米を基準線とし、それより南部露頭迄とし、南部露頭は龜嶺區域第一号より七〇度〇〇分、二〇六米の位置より方向一六〇度〇〇分、距離七〇米を基準線とし、それより南部露頭迄とす、土間八尺層、海軍八尺層の龜嶺區域は龜嶺區域第二号より一九七度三〇分、四三九米の位置より方向三一四度〇〇分、距離二一〇米を基準線とし、それより南部露頭迄とす。



(以上三層の海草機繰部は、海軍八尺泥より坑内探掘とする。)

探掘方法はグラウンド面(海抜四〇米)を海草としそれより層部を第一次探掘とし、昇り方角に表土を剥取り探掘する。機繰部第二次探掘はグラウンド面より即角傾斜方角に表土を剥取り探掘する。

表土の厚さは機繰五尺層に於て二〇米、土間八尺層、海軍八尺層は一四米以内である。

ふ一ヶ年間に於ける予定田原高

水〇〇〇尺

六 運搬に關する事項

別紙図示の位置に二〇馬力馬天巻機を設置し探掘機場と結んで運搬機を新設し、圖示の土場好機場まで巻下げ、それよりトラクタ(四風機)輸送により事務所前のボケフトへ送る。

ボケフトよりエンドレスで積込場まで送り、機繰で貨車積みする。

海草は本機機草で、容積〇六五九立方米を使用する。

七 運搬に關する事項

機繰部は、機繰附近の粗原であり、ホヤ原四五〇〇、生粉五五〇〇カロリー機度で、ホヤは自家豆原原料として使用、生粉は電力用として販売する。

八 土間

八 土間 土間土の先ず予防に關する事項

土間土の先ず予防に關する事項

土間土は石炭採取中であらかた掘出し、粗原と精原は手廻とする。

九 通気、排水、照明および地盤に關する事項

排水は作業中に水平排水機を逐次設けて自然排水としその他事項なし。

五 作業の安全その他人に対する危害予防に關する事項

掘取部より階段掘(一段約五米)に表土を剥き石炭を採取し逐次此の作業を繰替し剥取面は五〇度内外の斜面を作りて土砂の崩落による災害を予防する。

六 坑外または坑内施設の保全に關する事項

掘取区域附近には民家もあるも該民家より水平距離五〇米の保有距離を取りたる区域を掘取区域と定めたので掘取法第六十四條には該当しない。

掘取区域は山林、原野地で苗圃所有地と借地区域であるので地上権に對する問題は無い。

海軍八尺泥の本即及機繰部附近(機繰部左部より二〇米の平行間隔をとりたる右部区域)の土間八尺層、海軍八尺層の探掘は機繰部が不用となる時第三次探掘として探掘する。

海軍八尺層の土間八尺層の探掘は機繰部が不用となる時第三次探掘として探掘する。

八 災害の防止のための施設に關する事項

八 災害の防止のための施設に關する事項

八 災害の防止のための施設に關する事項



貯蔵場は別紙外國図示の位置に土場貯蔵をなしそれよりトラック輸送により等
蓄所前の木造コンクリート造り容量四〇萬の貯蔵槽に貯蔵する。

増土砂は現在の海軍八尺坑の運搬場（別紙外國図示）に掘打式に捨ててから、
被害はない。その方法は三〇馬力履天巻で巻揚げ、海八便巻組の巻立直機込みそ
れより三〇馬力海八便巻で巻揚げ捨張する。

増土砂は山上（海拔六七米）を基準として水平谷間（最低海抜四〇米）へ搬
送する。搬送予定量は一四三、〇〇〇立方メートルである。又本埠頭の増土砂量は六六、〇
〇〇立方メートルの予定で、従つて被害は認めないが、万一その虞ある時は土留、石垣、
堰等の防護施設を行い、地土より崩落の予防をなす。

何試水、設水、水脈等に対する処理施設に関する事項

なし

何其の他

なし

九、重要地区または重要地区の監視線等との接限の調査に関する事項

日鉄相模湾地区の監視線であるから別紙添附書を添付する。

坑外圖

(鉾區
捨石堆積場図)

採掘計画圖

埋藏炭量計算圖

石炭坑の範圍圖

炭層柱狀圖

福岡縣嘉穂郡稻築町大字才田本谷三六ノ一

(稻築局區内)

共同石炭

鉱業株式會社

日吉礦業所

電話

(稻築四〇番
大隈一一番)

昭和卅一年四月 日

共同石炭鉱業株式會社日吉礦業所

所長 宇佐 巖

日鉄鉱業株式會社三瀬礦業所

所長 吉田 正 巖

追加鉱業施設案同意御願の件

謹啓

時下華嚴の稻貴社益々御清栄の慶慶賀申上ます。

毎々御世話に相成り御厚情何時も感謝してゐます。

御多忙中誠に添纏乍ら御社の稻築鉱区の一部に租鉱区の設定を受けました区域内に追加鉱業施設案を別紙の通り申請を致したいと存じますので御承認の上別紙承諾書に捺印参通御文付下さいます様伏して御願ひ申上ます。

敬 具

承 諾 書

福岡県遠賀郡新井町、新井町境内、福岡県探検隊登録部番号区域の
一部に貸社名義にて租鉱権設定を許可したる福岡県租鉱権登録部
○号租鉱区々境内（別紙図示）に於て才田露天堀坑を開坑し、掘
五尺層、土間八尺層、海軍八尺層、の三層層を採掘すること承諾
します。

昭和參拾貳年四月一九日

福岡県遠賀郡新井町校岡六六六番地

日鉄鉱業株式会社二岡鉱務所

鉱業代理人 吉 田 正

実



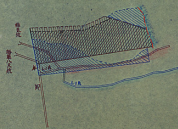
共同石炭鉱業株式会社

社長 入 交 太 郎 殿



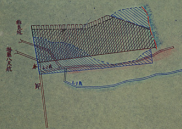
坑內圖 縮尺 1:3000

紐登第10號



坑內圖 縮尺 1:3000

祖登第10號



凡例	卷一	卷二	卷三	卷四	卷五	卷六	卷七	卷八	卷九	卷十	卷十一	卷十二	卷十三	卷十四	卷十五	卷十六	卷十七	卷十八	卷十九	卷二十	卷二十一	卷二十二	卷二十三	卷二十四	卷二十五	卷二十六	卷二十七	卷二十八	卷二十九	卷三十	卷三十一	卷三十二	卷三十三	卷三十四	卷三十五	卷三十六	卷三十七	卷三十八	卷三十九	卷四十	卷四十一	卷四十二	卷四十三	卷四十四	卷四十五	卷四十六	卷四十七	卷四十八	卷四十九	卷五十	卷五十一	卷五十二	卷五十三	卷五十四	卷五十五	卷五十六	卷五十七	卷五十八	卷五十九	卷六十	卷六十一	卷六十二	卷六十三	卷六十四	卷六十五	卷六十六	卷六十七	卷六十八	卷六十九	卷七十	卷七十一	卷七十二	卷七十三	卷七十四	卷七十五	卷七十六	卷七十七	卷七十八	卷七十九	卷八十	卷八十一	卷八十二	卷八十三	卷八十四	卷八十五	卷八十六	卷八十七	卷八十八	卷八十九	卷九十	卷九十一	卷九十二	卷九十三	卷九十四	卷九十五	卷九十六	卷九十七	卷九十八	卷九十九	卷一百
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----

43
M2(1) 55 (地哈) 西中352(2)

西中352(2)

坑内圖

